

告 示

埼玉県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒木郷地裏土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	野 口	洋 埼玉県行田市荒木三千六百二十九番地一